

平成26年度第1回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成26年5月27日（火）午後2時から午後4時

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

井澤純子，今井幸子，大原真由美，柿沼光子，菊池正之，近藤壽邦，高木光春，早野俊明，間部泰，若度哲久

2 事務局

安藤成行（首席家庭裁判所調査官），福永弘子（首席書記官），及川節子（事務局長），平野静香（事務局次長），竹内康人（総務課長），鷺津真一（総務課課長補佐）

3 オブザーバー

外松孝（家事調停委員）

第4 議事

1 新任委員の紹介及び自己紹介（大原委員）

2 所長挨拶

3 事務局の紹介

4 法改正後の家事調停事件の現状について（離婚調停を中心として）の意見交換等

DVDビデオ上映

事務局から，DVDビデオの実際の利用場面等についての補足説明の後，最高裁判所作成のDVDビデオ「はじめての家事調停」上映

事務局から，家事事件手続法施行に伴う家事調停手続の改正点及び施行後

の家事調停手続の現状について説明がされた。

□ テレビ会議システム実演

テレビ会議システム及び第一回調停期日における調停委員会の冒頭説明の模擬実演が行われた。

□ オブザーバーである現役の家事調停委員と家事調停委員でもある委員から、次のとおり現場における家事事件手続法施行後の家事調停手続の変化などについて紹介がされた。

◇ 法改正後、大きく変わったことの一点目は申立書写しの相手方への送付である。従前は、相手方がなぜ裁判所に呼ばれたか分からず、手続に入る前に相手方の不安や疑問を長時間にわたって解消しなければならなかった。今は、あらかじめ申立の内容が相手方に伝わっており、答弁書も提出できるので、事前に裁判官と評議ができるようになり、第一回期日からスムーズに手続を進められるようになった。二点目は第一回期日における冒頭説明である。従前は、当事者別に調停委員から説明していたが、現在は、DV（ドメスティック・バイオレンス）など特別な事案を除き、当事者双方を同席させた上で、可能な限り裁判官にも立ち会ってもらい、裁判官及び調停委員から直接説明するようになった。これにより、裁判官の調停への関与が明確となり、当事者も安心感を抱くようである。三点目はテレビ会議・電話会議システムの導入である。これにより、当事者にとって利便性が高まっている。

○ 法改正前と比較して、第一回調停期日の冒頭には裁判官も立会い、当事者に対して、調停委員会は三名で行っていることを明確に説明し、自己紹介するようになった。また、日頃から、調停の場で解決できるのか、それとも訴訟にまでいかざるを得ないのかという事件の見極めが必要だと思っているが、法改正後は、この点も含めて裁判官と評議することが多くなってきた。

□ 意見交換

(発言者：□委員長，○委員，◇事務局，オブザーバー)

- 調停委員の役割は大きく，携わられている方は大変だと感じた。具体的にどのような方が調停委員に選任されているのか。
- ◇ 専業主婦や会社経営者，企業を退職された方など様々な分野から選任されている。宇都宮家庭裁判所本庁には約60名の調停委員が在職している。
- 調停事件の申立内容に応じた調停委員の振分けや専門分野での指定など，具体的な調停委員の指定はどのようにしているのか。
- ◇ 離婚調停では，必ず，男性調停委員と女性調停委員の組み合わせで行っている。遺産分割調停など専門性が高いものについては，弁護士資格を持つ調停委員を指定することもある。
- 申立書のひな形は，記入しやすいものになりつつあり，問題ないと思う。また，第一回期日前に答弁書が提出されることで，第一回期日が空転しなくなったことも良いことである。
テレビ会議システムについて，例えば，宇都宮と沖縄でも使用することは可能なのか。
- 調停成立時には使用できないが，成立前の交渉では，テレビ会議を使用することは可能である。
- 電話会議よりテレビ会議の方が相手方が見えるため，充実したものになるのではないか。例えば，申立書や答弁書にテレビ会議システムを利用できる旨を記載するなどテレビ会議システムの利用について，周知方法を考えてもらえないか。当初から，遠方という理由で話合いができないとってしまう人もいることから，そのような事態を避けるためにも検討してほしい。
- 調停運営の合理性や当事者への利便性については，事務局からの説明やテレビ会議システムを拝見して，合理的又は利便的だと感じた。

申立書の記載に関しては、親権者など当事者にとって見慣れない法律用語も出てくるが、裁判所で説明など配慮していることはあるのか。

◇ 最高裁や当庁のホームページをご覧ください。他、当事者から問い合わせがあれば、説明している。

○ 申立書の年金分割に関する欄が未記入のものについて、調停期日で確認すると、説明を求められることもあった。

◇ 親権者の意味については、当事者は概ね理解していると思われる。分からないと言われたことは、調停期日の中で説明して解決している。

○ 法改正で、書面による申立を採用したことにより、申立人にとっては負担になることもあるのではないか。

◇ 法改正前の数年間、当庁において口頭による申立はなかったと聞いている。また、裁判所書記官による代筆の申立（当事者の申出を代筆した後、当事者が内容を確認して署名押印したもの）も可能であるが、当庁においては、法改正後、代筆による申立の事例はない。

○ 電話会議による場合、当事者本人の自宅でも可能なのか。

□ 電話会議システムを利用する場合、本人確認が難しいことから、代理人の関与（代理人の事務所での利用等）を条件としている。そのため、当事者本人が自宅から電話会議で参加することはない。

○ 答弁書の提出率はどのくらいか。

◇ 正確な数値は取っていないが、7割くらいだと思われる。

○ 答弁書に何も記載せず、期日当日に持参してくる当事者もいる。その場合は、項目ごとに細かく確認している。

○ 離婚の原因がDVによる場合、裁判所から警察に通報するとか、情報提供をすることはあるのか。

□ DV防止法に基づく保護命令申立は地裁で扱っており、地裁において保護命令が出されると、家裁に連絡がくる。

- 保護命令が出ている場合、調停期日はどのように対応しているのか。
- 呼び出し時間をずらしたり、待機してもらう階を変えたりして、当事者が対面しないよう配慮している。
- テレビ会議システムは、希望すれば誰でも利用できるのか。
- 法律上の要件があり、遠隔地又は相当な理由がある時と規定されている。
- 法改正後、調停への裁判官の関与が増えたとのことだが、裁判官の負担は増しているのか。
- 裁判官と直接評議しない場合には、連絡メモというものを利用して調停委員と裁判官のコミュニケーションツールとしている。調停委員が期日終了後に当日の進行内容や次回期日の予定を記載すると、これを見た裁判官が調停委員への指示内容を記載している。その分手間は増えたが、調停の運営に良い効果が現れており、結果的には短時間で事件が終局することも多いと感じている。
- 連絡メモを作成すると、裁判官から書類の提出時期など、的確な指示があり、裁判官の意向を酌み取ることができるので、より裁判官と一体となっていると感じている。
- 調停を進めて、離婚を思いとどまり円満に解決した割合はどの程度あるか。
- 子供に障害のある夫婦の調停において、子供の行く末や相手の状況を理解し、離婚を思いとどまったケースの経験はあるが、割合は極めて少ないと思う。
- 離婚の9割位は協議離婚、調停離婚は1割位だと言われており、協議離婚の場合、親権者や養育費の問題などについて話し合えないケースも多いと思われるので、家庭裁判所で手続を踏むことも大事かもしれない。
- 協議離婚後に発生する問題を知らない方々も多いと思うので、家庭裁判所の調停手続についてPRするのも一つの方法ではないか。

◇ 調停協会では、年2回、宇都宮市役所において、無料調停相談を実施しているが、近年相談者が減少してきており、対策を検討しているところである。

○ 定期的に無料法律相談を実施する市町村が増えてきており、早急に相談したい方々は、これらの無料法律相談を利用されているのではないか。

5 次回のテーマ

「法改正後の家事調停の現状について（子をめぐる事件を中心として）」とする。

6 次回期日

平成27年2月12日（木）午後2時～4時

以上